

## 中国における企業ガバナンスと市場ガバナンス — 会社法改正と独占禁止法制定に関する動きから —

中 川 涼 司

### はじめに

市場経済の確立には市場補完的な二つのガバナンス、すなわち、企業ガバナンスと市場ガバナンスが機能するかどうかが決定的に重要であり、その基礎となる法制の整備が極めて重要である。また、企業ガバナンスと市場ガバナンスは相互に補完的である。つまり、企業ガバナンスが適切に行われていたとしても、市場ガバナンスが有効に働かず、市場歪曲的な諸制度や諸慣習が存在している下では、バグワティ (J.N.Bhagwati) のいう「直接非生産的収益追求 (DUP) 活動」(Directly Unproductive Profit-seeking (DUP) Activities) (Bhagwati [1982]) が発生し、社会的な厚生ロスが発生する。逆に、市場ガバナンスが有効に働いていたとしても、企業ガバナンスが有効に働かず、エージェンシー理論などが想定するように経営者が個人にとっての価値の最大化を企業価値最大化に優先するのであれば、これまた社会的な厚生ロスを生む。二つのガバナンスは市場経済を支える車の両輪ともいえる存在である。

中国は企業ガバナンスについては1993年に公司法(会社法)を制定し、企業ガバナンスの基本立法を行った。適用範囲は限定されていたが計画経済的企業ガバナンスシステムを市場経済的企業ガバナンスシステムに変えていく上で画期的な意義を持った。1988年の全人民所有制工業企業法(企業法と略称される)に基づいていた国有企業も、現在では、中央政府の国有資産監督管理委員会所轄の企業についてはすべて同法の基づく国有独資企業の形態がとられるようになっていく。

2005年にこの公司法が大きく改訂された。ここで注目されるのは、同年に行われた日本の会社法の改正(正確に言えば文字通りの「会社法」としての成立)と類似の内容を持った改訂であったということである。つまり、従来の、市場経済国で普通となっているシステムをかなりのタイムラグをもって導入するという形ではなく、先進国とほぼ同時進行で企業ガバナンスシステムの革新がなされていくようになってきているのである。もちろん、(生産額全体への比重

を下げつつも）売上上位200社の大半が国有企業（ないし国有控股＝国有支配）で、しかも、それらがインフラ等の基幹産業を担っているという状況があり、先進資本主義国とほぼ同様の制度となったとまではいえないが、新たに導入された制度に限って言えば、先進国との同時性は確実に高まっている。

ベンチャービジネスに関わる法整備として従来はパートナーシップ制（日本的にいえば合名会社）を法的に基礎付けるものであった合伙企業法が2006年に改正された。これもアメリカ、イギリス、日本等におけるLLPやLLCを巡る近年の動きに対応したものである。

中国の特徴に関して言えば、依然として残る国（公）有企業から非国（公）有企業への転換に係わる問題に係わる物権法制定の動きも重要である。物権法は民法上の物権に関する基本を定めるものであるが、同時に、近年話題となっているMBO（Management Buy Out＝経営者による自企業買収）等による国有資産流失問題に対処するものであり、企業ガバナンスに実質的に大きな影響力を持つものである。

市場ガバナンスについては、中国は市場経済の憲法とも言われる独占禁止法が存在せず、そのことが市場経済としての信頼性を獲得する上での決定的とも言える弱点となっていた。独占禁止法導入を巡る議論は、90年代より活発に行われてきたが、「不公正な取引方法」に関して「反不正当竞争法」（The Law Countering Unfair Competition; 1993年12月施行、国家工商行政管理总局の所轄）が、また、価格カルテル等の「不当な取引制限」に関しては、「価格法」（The Price Law; 1998年5月施行、国家発展計画委員会＝当時、現国家発展和改革委員会所轄）が成立した。しかし、体系的な独占禁止法としては草案提出にまで至らなかった。また、独占禁止法の推進者が中国における現実にあわせ、より実効性のあるものとするためにロシアから学んだ「行政的独占」の規定を持ち込もうとしたことも、さらなる遅延を生んでしまった。しかし、2001年のWTO加盟時に「市場経済国」と認定されなかったがゆえにセーフガード提訴やダンピング提訴が市場経済国よりも容易に行われ、中国が世界から提訴を集中的に受けるはめになってしまったこと、電力、石油化学、電気通信等の国有企業の中核セクターにおいても国有企業間の競争体制が整備されたこと、ロシア本国においても「行政的独占」の概念が後退し、中国においても導入の主張が力をそがれたことその他の理由によって、独占禁止法の草案化が進み、ついに、2006年8月の第10期全国人民代表大会第23次常務委員会に反壟断法（反独占法＝独占禁止法）草案が上程されるに至った。なお、中国における立法機関の最上位に位置するのは5年を一期として毎年3月に開催される全国人民代表大会であるが、ほぼ2ヶ月に一度数日間に渡って開催される常務委員会による立法も行われる。12月に開催された第10期全国人民代表大会第25次常務委員会では独占禁止法は審議されなかったため、本稿の脱稿時点では成立、未成立は未定であるが、常務委員会にかかっていることは制定がかなり近いことを意味している。「行政的独占」の概念が、地方政府による地域独占行為の規制にすりかえら

れてしまい実効性の面での疑問は残るものの、中国における法体系の重大な欠落が埋められる見込みとなったことは中国における市場経済の発展史上も、法体系の発展史上も画期的な意味を持つ。

本稿は、以上のような企業ガバナンスと市場ガバナンスの制度的な進展と課題を、公司法の改正と反壟断法（独占禁止法）の制定を中心に考察する。

## I. 企業ガバナンス制度の新たな展開—日本とも比較しながら—

### 1. 2005年の中国公司法の改正—日本との比較—

#### (1) 日本の会社法改正

2005年6月29日、第162回国会で商法や有限会社法等で規定されている会社法制を見直し、新たな「会社法」を制定する法案が可決成立した。成立時には2006年5月ごろ施行とされたが、実際に2006年5月1日から施行された。この改正は近年頻繁に行われていた部分改訂の域を脱した根本的な変化をもたらすものであった。

まず、日本では従来『会社法』というテキストも数多く存在したにも拘わらず「会社法」という名前の法律はなく、商法および有限会社法等の会社関係の法律をあわせた通称として「会社法」というものがあつたに過ぎなかった。それを文字通り「会社法」にまとめたというのがまずは大きな変化である。

大幅な変更点としては有限会社制度の廃止、最低資本金制度の撤廃、会社の機関の設置等における定款自治の拡大、有限責任社員のみで構成される新たな会社類型である合同会社の新設などが挙げられる。

有限会社制度の廃止であるが、新たな会社法の成立・施行によって、有限会社制度が廃止され、有限会社を設立することができなくなった。その代わりに、株式会社の取締役会等の機関に関する規制の緩和、1000万円という最低資本金制度の撤廃等の措置が講じられるので、有限会社型のシンプルな株式会社を設立することができるようになった。現存の有限会社は法律上株式会社となるが、会社名称は変更しなくてよいという措置がとられた。また、「株式譲渡制限会社」というものができ、実質的に有限会社の形態をとることができるようになった。

株式会社の最低資本金制度撤廃であるが、1000万円以上という規制がなくなったので、株式会社の資本金は自由に設定できるようになった。これについてはすこし注釈を要する。1990年以前は、有限会社には最低資本金10万円という制限があつたが、株式会社にはなく、一株5万円×最低発起人人数7人＝35万円が事実上の最低資本金であつた。1990年に、株式会社の実態をなさない企業が多すぎるとのアメリカ等の批判をうけて、最低資本金制度が導入され、有限会社300万円、株式会社1000万円となった。しかし、今度はこれはベンチャー企業設立の

障害になっているとの批判もうけて、2003年に中小企業挑戦支援法によって特例がもうけられることになった。すなわち、5年間の猶予で、資本金1円でも起業ができる特例である。これが確認株式会社・確認有限会社である。今回の改正はこの特例を恒久化するものである。そもそもアメリカには最低資本金制度はなく、日本が参考にしたヨーロッパも軒並み削減の動きに出ていたので、この動きは世界の流れに沿ったものともいえる。ただし、最低資本金はなくなるが純資産価額が300万円以上なければ、配当することができない、という制限は付けられる。

取締役の人数についても一人でもいいことになった。有限会社はこれまでも取締役が1人でもよかったのだが、株式会社は最低3人の取締役が必要で、さらに取締役全員による集会「取締役会」を最低3ヶ月に1回開かなければならなかった。一人でもいいので「取締役会」も強制設置ではなくなった（公開会社を除く）。

また、「合同会社」という名前でもアメリカのLLCに近い企業形態が認められることになった。これは、株式会社の長所である「有限責任」と、民法上の組合の長所である「内部自治の徹底」「組合員課税」という両方の特徴を持った、新しい事業体であり、ベンチャー企業等の設立を容易にするものである。

## (2) 中国の公司法改正

中国の公司法は1993年12月29日に制定され、1994年に施行された。有限責任公司（有限会社）と股份有限公司（株式会社）がこの法律に基づくものされ、先行して制定されていた外資系企業に関する3つの法律はこの法の上に立つ特別法としての位置づけ（つまり明確な規定がある場合は特別法の規定、なければ公司法に基づく）との体系になったわけである。ただし、（有限責任公司の制度に基づく国有独資公司を除く）国有企業を対象とする全人民所有制工業企業法や郷鎮企業を対象とする郷鎮企業法等は別の法体系であることに注意すべきである（学会報告でもこの点を踏まえない報告が多い）。その後、何回かの改正を経ているが、2005年の改正（施行は2006年1月1日）はかなり大規模な改正になる。

要点は最低資本金を大幅に引き下げたことと、1人有限責任公司の設立を認め設立を容易にする一方で、株主保護や企業統治の強化を求めたことである。その意図は日本の改正と同じく、ベンチャー企業等の設立を容易にする一方で、乱脈経営を防ぐということにある。

現行法が「純資産の50%以下」と定めている民間企業の他企業への投資規制を撤廃したというのも、企業集団化を進めやすくするものである。同時に法人格否認の法理を導入して、実態的に他社に支配されている場合の法人格を否認するケースも想定して、企業集団化の実態にあったものになっている。つまり、トンネル会社等作って、失敗した場合に尻尾きりをして責任を逃れることを防ぐことができるようになったのである。

表1 中国公司法改正による規制緩和点

項目	現行法	改正法
最低資本金 (有限責任公司)	製造・卸売：50万元 小売：30万元 技術開発・コンサルティング・ サービス：10万元 いずれも一括払込義務。	業種にかかわらず一律3万元 設立時に登録資本の20%を払い 込めば、あとは設立2年以内に払 込完了すれば可。(投資性公司=持 ち株会社は5年以内で可)
最低資本金 (股份有限公司)	1,000万元 一括払込義務	500万元 有限責任公司と同じく分割可。
1人有限責任公司	認めず (出資者は必ず複数)	容認 (出資者は1人または1団体で可) ただし1人・1団体につき1社の み設立可。また最低資本金は10万 元で一括払込義務。
他企業への投資	国务院（中央政府）が定める会社 を除き、純資産の50%まで。	純資産に基づく制限を撤廃。

出所) [http://nna.asia.ne.jp.edgesuite.net/freetop/top/free\\_cny\\_daily.html](http://nna.asia.ne.jp.edgesuite.net/freetop/top/free_cny_daily.html)

表2 中国公司法改正による規制強化点

<p>◆経営が深刻な事態に陥って株主利益が脅かされ、ほかに解決の手段がない場合、株主は10%以上の議決権行使によって人民院（裁判所）に会社解散を申し立てできる。</p> <p>◆株主に帳簿閲覧請求権を容認。</p> <p>◆法人格否認の法理を導入。</p> <p>◆5年連続黒字の会社が、配当可能にもかかわらず5年連続無配の場合、無配に反対した株主は会社に対し、合理的な価格で株を買い取るよう請求可。価格が折り合わぬ場合は訴訟も可。</p> <p>◆監事会メンバーの3分の1以上は従業員代表とするよう義務づけ。</p>
---

出所) [http://nna.asia.ne.jp.edgesuite.net/freetop/top/free\\_cny\\_daily.html](http://nna.asia.ne.jp.edgesuite.net/freetop/top/free_cny_daily.html)

### (3) 日中の相違

中国の公司法改正は方向性としては日本と同じだが、異なる点も幾つかあるので、検討したい。まず、日本が「会社法」として関連法律をまとめたのに対し、公司法の適用対象が依然として有限責任公司と股份有限公司であることに変更はない（三資企業のそれぞれの準拠法は公司法の上に立つ特別法としての位置づけであり、国有独資企業は公司法の中の特殊規定に基づいている）。これは決定的に重要なことなのだが、意外に指摘されない。

有限責任公司の制度については、日本のような「廃止」にまでは至っていない。もっとも、日本も株式譲渡制限会社として実質的に有限会社は残るので、あまり変わりはないともいえる。

中国にとっては欠かせない外資系企業の多くが、有限責任公司である以上、この法律は簡単には廃止はできないと思われる。

最低資本金については有限責任会社一律3万元、株式会社500万元となったが、撤廃にまでは至っていない。これについては世界の流れにまで至っていないとの見方もできるが、無限責任企業（日本では合名会社がそれに当たる）として、個人独資企業（設置準拠1999年個人独資企業法、出資者1人）、合伙企業（設置準拠1997年合伙企業法、出資者2人以上）があり、財産重視の企業として3万元程度の最低資本金を求めるのは妥当ではないか、との見方もできる。株式会社については、町工場でも株式会社が多く存在する日本とは違い、上場するような大規模企業を想定して運用を行っており、500万元までの引き下げにとどまったと考えられる。一人有限責任公司については、これもベンチャー企業等の設立を容易するものであるが、これは日本でも導入にあたって大議論がされたものである。つまり、1人での設置を認めることは会社の本質要件である社団性を否定することだからである。しかし、100%子会社（つまり株主が親会社1「人」）が認められている以上、認めるべきだ等の意見から1990年の改正によって、「社員」一人の有限会社を認め（解散事由からの削除）、また、株式会社の発起人7人以上という条項が削除された。中国では、この改正によってこれを有限責任公司に限り、かつ、いくつかの制限をつけて導入する。これも、世界の流れにまでいたっていないとの見方もできるが、上記の最低資本金制度と同様に現状としては妥当との判断ができる。中国でも有象無象の企業が乱立する中で、有限責任公司（街中の看板等では有限公司としている場合が多い）や股份有限公司であればある程度信用ができるとの感覚もあり、その信用を壊すようなことになってはならないとも考えられるからである。

監事会（監査役会）については3分の1以上を従業員代表とすることとなったのが社会主義的特徴を残したものとして着目される。日本ではこのような制度はなく、実態としては株主よりも従業員を重視しているようなところも少なくないが、少なくとも会社法上は会社は株主（持分所有者）のものだからである。中国のこの規定は共同決定の伝統のあるドイツに似ているともいえ、また、従業員代表大会の伝統に基づいているともいえる。

株主保護については清算請求や買取請求などかなり強い株主保護が導入されている。

合同会社（LLP）については設置は公司法の範囲では設置を認めることにはならなかった。これは合伙企業法の改正にゆだねられることになった。

## 2. 2006年の合伙企業法改正—米英日とも比較させながら—

### (1) 米英日におけるLLC,LLPを巡る動き

LLC（Limited Liability Company）とは、アメリカ合衆国の各州法に基づいて設立される事業体で、ベンチャー企業や投資のための受け皿としての組織体としてよく活用されている企

業形態である。LLCはすでに1977年にワイオミング州で法制化されていたが、1988年にキントナー規則（1960年財務省規則として導入された法人の類似性基準）により取り扱いが明らかにされると急速に各州に普及した。さらに1997年、国内歳入庁（IRS）がチェック・ザ・ボックス規則（アメリカ国内の法人に該当しない組織及び外国企業に対し、連邦税に関して企業そのものを課税主体とする事業体課税か、それとも構成員課税を採るかの選択権を与える制度）を導入し、税務上、構成員課税を選択できることとされたことにより、投資家などから、法人レベルとその構成員レベルでの二重課税を回避できる使い勝手のよい企業形態として認識されるようになった。イギリスでは2000年に、Limited Liability Partnership Act 2000が制定され、LLP（Limited Liability Partnership）が設立できるようになり、同形態は普及している。

また、日本では2005年4月27日に「有限責任事業組合契約に関する法律」が成立し（8月1日より施行）、日本版のLLPである「有限責任事業組合」が設立可能となった。これは

- ①有限責任 出資者が出資額の範囲内で責任を負えばよい
- ②内部自治原則 出資額の多寡に囚われることなく、利益の配分や権限などを自由に決めてよい
- ③構成員課税 LLPは非課税。利益配分があった場合は、その出資者に直接課税される。

といった特徴を持つもので、ベンチャー企業、ベンチャーキャピタル、プロフェッショナルサービス機関などに利用される。ただし、「有限責任事業組合」は法人格がなく、法人格を必要とするような事業（介護保険指定事業者等）を営むことはできない。許認可を法人として得ることはできないため構成員が個別に許認可を受けることになる。

## （2）中国における合伙企業法改正

2006年6月に行われた第10期全人代常務委員会第22次会议で1997年制定の「合伙企業法」（合伙はパートナーの意味、合伙企業は組合企業とも訳される事がある）の初めての改正が審議された。従来の「合伙企業」は日本で言えば合名会社、英米でいえばパートナーシップにほぼ相当するものである（ただし、法人格はない）。

今回の改正案は、有限合伙（LP）と有限責任合伙の2種類を付け加え、従来型の合伙を普通合伙として3類型化するというものであった。

これは、イギリスにおけるLLP、アメリカにおけるLLC、日本における有限責任事業組合と合同会社の動きに対応するものである。中国の同草案にあった有限合伙（LP）はイギリス型、有限責任合伙はアメリカ型であると考えられる。

有限合伙は合伙（パートナー）を明確に二種類に区分しようとするものである。つまり、合伙に普通合伙と有限合伙があり、前者が無限責任を持つ一方で、後者は出資額だけの有限責

任を負うとするものである。日本の合資会社に似ているところもあるが、法人格を持たないことや、課税の仕方がことなる。この形態は主に、ベンチャーキャピタルの利用が想定されている。

有限責任合伙は、有限合伙のように2種類の合伙を設けることによって責任と権限にあまりに大きな格差が生じてしまうことを避け、その代わりに、他の合伙や被用者の過失で以ってもたらされた損害には無限責任を負わないというものである。これは会計事務所などのプロフェッショナルサービス機関への利用が見込まれている ([http://article.chinalawinfo.com/article/user/article\\_display.asp?ArticleID=3261](http://article.chinalawinfo.com/article/user/article_display.asp?ArticleID=3261) <http://finance.qq.com/a/20060531/000254.htm>)。

これらの改正が議論される背景には、ベンチャーキャピタル等を活動しやすくし、「創新」(「創造革新」)型経済への転換を促すことや、サービス分野の開放によって、LLPやLLCなどの形をとった投資主体が自国と同等の組織形態での投資を行うことを求めてくること等が存在している。

すでに試験的な形では、各地でこれらの組織形態は導入されており、2000年12月の北京市第11期人民大会23次会議は「中関村科技園区条例」でもってベンチャーキャピタルが有限合伙の形をとることを認めており、同じように珠海の「珠海市科技創業投資暫行規定」もこの形でのベンチャーキャピタルの設立を認めている (<http://www.cnstock.com/ssnews/2002-5-15/liuban/200205150316.htm>, <http://www.zgc.gov.cn/cms/data/118/5083.doc>)。今回の改正は、これらの実験的導入の成果を踏まえたものである。

2006年8月に開催された第10期全人代第23次常務委員会では、草案のいくつかの修正が行われた。有限責任合伙は、性格のことなる有限合伙との区別がつきにくいとの意見で、「特殊普通合伙」と改められた。ただし、この形態での設立する場合は社名に「特殊合伙」の文字の名前を入れなければならないので、事実上はやはり3種類になったのと同じことになる。

また、そのほか次のような修正も施された。

法人は普通合伙になれるが、国有独資企業、国有企業、上場企業、公益的な事業団体、社会団体は除かれることになった。すべての利潤を一部の合伙に分配することはできないが、合伙の協議による約定があるときは認められることとなった。有限合伙の形をとって、違法に資金集めをすることを防止するために人数制限が導入された。すなわち、有限合伙企業は2人以上、50人以下の合伙でもって設立される、ただし、法律による別段の規定があるときはこの限りではないとされた。旧草案では「外国企業または個人が中国国内において合伙企業を設立ないし参画し、普通合伙となる場合は、国家の関連規定に従わなければならない」とされていたものについては、ある委員から削除の意見もだされたが、プロフェッショナルサービス分野の開放措置をかんがみて、その条項は残し、結局、国家というところが、「国务院」という明確に機関名で示されることとなった。普通合伙は(パススルー課税が実施されるのではあるが)企業は企業名義での収益や資産の獲得ができることになっており、別段の規定がなければ合伙人は



これらの財産の分割を要求できないことになっている。

合伙企業法改正案は8月27日に閉幕した第10期全人代常委会第23次会议で賛成160、無効1で可決された<sup>2)</sup>。

少し懸念されるのが、合伙企業法の改正でもって有限合伙（LP）と有限責任合伙を包括しようとしている点である。この場合、従来どおり「企業」であっても「法人格」は持たないということになるのだろうか。それとも後者にだけは法人格を認めるのであろうか。日本では法人格を持たない「有限責任事業組合」はその「組合」的な性格を明確にするため、会社法の枠組みとは別枠での制定となっており、中国がどのような対応をするのか注意する必要がある。

### 3. その他の企業ガバナンス関連の重要な動き

その他中国の企業ガバナンスに密接に関連する諸改革としては、企業破産法の成立、証券市場改革およびM&A規制の動き、物権法による国有資産流失規制の動きなどがある。

#### (1) 企業破産法成立

「企業破産法」は、企業破産と清算の手続きを決め、その際の従業員や債権者など関係者の権利を明確化するものである。中国では、2006年8月の第10期全人代第23次常務委員会で「企業破産法」が成立し、2007年6月1日に実施されると同時に、従来の「企業破産法（試行）」が廃止されることとなった<sup>4)</sup>。

法律の対象範囲は、「試行」が国有企業に限られていたのに対して、「企業破産法」では、それに加え、私営企業、外資企業、上場企業を含む株式会社、さらには、金融機関を含むすべての企業法人にまで及ぶようになった（個人破産は含まない）。従来、国有企業以外の企業破産手続きは「民事訴訟法」（1991年改正）の第19章（全8条）によらざるを得なかった。「企業破産法」が金融機関にも適用されることにより、今後、閉鎖を含めて、債務超過に陥っている銀行や証券会社、保険会社の整理も進むものと見られる。また、企業活動のグローバル化を考慮して、国際条約に基づき、「破産法」の拘束力は負債者の海外での資産にも及ぶ一方で、国外の裁判所による破産に関する裁決に対しては、中国の裁判所がそれを承認し、実行することになっている。

「企業破産法」の実施により、国有企業が市場から退場を余儀なくされる際、特別扱いがされなくなる。これまで、国家の政策調整により一部債務超過に陥っている国有企業の倒産に当たっては、政府による労働者の再就職や、銀行債務の減免といった手厚い援助が受けられた。しかし、2008年までに、すでに認定された2000社あまりを最後に、このような「政策性閉鎖」は終了し、それ以降はすべての企業が「企業破産法」の規定に従わなければならない。

「企業破産法」には、破産手続きだけでなく、企業更生の手続きに関する規定も含まれている。

「企業破産法(試行)」では、国有企業の「企業の整理及び和議」という規定があったが、今回の新「破産法」は企業の整理の規定を削除し、破産手続き、和議と並べて企業再生手続きについて詳細に定めている。中国の「破産法」は日本の「会社更生法」等の企業再生法の役割をも兼ねている。

また、「企業破産法」では、破産財産の配分は、①破産費用、②従業員の未払賃金及び、労働保険料、③滞納された税金、④破産債権という優先順位で分配される。「企業破産法(試行)」では、従業員に対する未払い賃金、医療、保険費用などの労働債権は、担保付き債権より優先的に支払われることになっていた。企業破産法では日本をはじめとする諸外国と同じように、銀行など、担保を有している債権者は、破産手続きと関係なく担保物件を競売し、優先的に債権を回収できるようになった。

## (2) 証券市場改革とM&A規制の動き

上記の独占禁止法草案では大型のM&Aに対する事前申告・審査制度が導入されることになっており、参加するすべての企業のグローバル売り上げ規模が年間120億元以上、また個別の企業の中国での売り上げ規模が年間8億元以上のM&Aの案件について、申告義務が課せられている。

これらについては証券市場改革の全体像を理解する必要があるので、多少敷衍する。尚福林・中国証券監督委員会主席は、2005年に株式市場の長期低迷を打開するため、構造問題の解決に乗り出した。改革の重点は、非流通株の流通可能化、機関投資家の養成、上場企業の規律ある経営促進、証券会社のガバナンスの強化、証券取引に関する法整備の5つである。

非流通株の流通可能化については後述する。機関投資家の育成に関しては、QFII(2003年5月に導入された指定国外機関投資家制度であり、一部の海外機関投資家に国内資本取引用のA株市場で取引する権利を与えるもの)の拡大や、保険基金の株式市場投資可能枠の拡大等が検討された。上場企業の規律ある経営促進ということでは、経営の透明化を推進するために、支配株主や実質的なコントロール権を持つ人物および経営幹部の監督がすすめられることとなった。証券会社の整理ということでは、130余社の証券会社を数十に絞り込むことが想定され、また、最大の証券会社で、国有企業である銀河証券には、中央匯金基金(2003年12月16日に國務院の批准によって設立された国有独資投資公司で、金融安定化を目的とする。中国銀行、建設銀行等国有商業銀行等の持ち株機関でもある)から、資本注入がされることとなった。同じく、華夏証券に対しても信達資産管理会社との共同で60億元の資本注入がされる方針が発表された。

これらの動きでもっとも社会的注目を集めたのは上記の改革のうち非流通株の流通可能化(中国語では「股權分置改革」)である。ただし、単純に、非流通株を流通可能にするだけでは、

売り圧力を増やすだけで、かえってマイナス効果なので、非流通株式を流通可能とする見返りとして、非流通株式保有者が、流通株保有者に対して、なんらかの対価の支払いなし、株式の無償供与を行うということがセットにされているわけである。この改革は、そのようなマイナス効果も含んだものであり、また、国家のコントロール権の喪失にもつながるものであるため、一挙的には進められず、試験的、段階的に進められることとなった。また、税制面でも、2005年6月13日、財政部と国家税務総局の連名で、改革にともなって、非流通株主から流通株主に付与される株式の移転、現金等については、暫定的に印紙税と所得税の免除がなされることが発表された。第1回目の試験企業としては2005年5月9日に金牛能源、三一重工、紫江企業、清華同方の4社が選ばれ、清華同方については株主の同意が得られなかったものの、他の3社については合意をみた。さらに2005年6月19日に、第2回目の試験企業42社（主要には長江電力、宝鋼股份、上海集装箱）が発表され、それぞれ改革が実行された。その後も次々と全流通可能化の改革は進められた。全流通可能化が達成された企業については株式市場の銘柄の前にGの字が付けられ、改革済みかそうでないかが一目瞭然となる制度も導入された。

議決権の過半数を超えるかそれに匹敵する非流通株の存在は、実質的にM&Aを不可能としていた。したがって、その流通可能化はM&Aの可能性を引き上げ、M&A市場を成立させる大きな契機になる。M&A市場の成立は、企業価値に見合った株価総額の形成を促し、また、その達成ができていない経営者に対するダイレクトな圧力をかけることになる。その意味では企業の市場価値に基づく企業ガバナンスを形作る上で大きな意味を持っている。しかし、中国政府にとって悩ましいことはこれがQFII等への対外開放と同時進行で行われていることであり、国有資産流失問題が大きな問題とされているなかで実施されていることである。立ち上がったばかりの中国M&A市場が桁違いに金額の大きな先進各国のM&A市場にストレートに組み込まれてしまうと企業の市場価値以下の株価総額しかついでいない中国企業が国外の投資家に次々と買収されてしまうことにもなりかねない。そこで、独占禁止法を盾に、国外巨大企業による中国企業のM&Aに一定の制限を設けようというのが、上記のM&A規制が出されてきた流れである。

### （3）物権法による国有資産流失規制の動き

物権法について2005年7月10日に草案が発表された<sup>5)</sup>。物権は「自物権」と「他物権」に分かれ、とくに問題になるのは后者である。「他物権」は用益物権（土地承包經營権、建設用地使用権、宅基地使用権、地役権、典権、居住権等）、担保物権（抵押権、質権、留置権等）から構成される。これらのうち、企業ガバナンスに直接関わるのは成郎平がショッキングに問題提起をして、中国で活発な議論となったMBO（に名を借りた国有資産篡奪）問題への対処である。草案では国有企業経営者が無償ないし安価に国有資産を取得した場合の行政責任、民

事責任、さらには刑事責任が問われることが明記されている。もっとも、全人民所有制工業企業法の規定する「経営権」や公司法の規定する「法人財産権」は物権の範囲では収まらない内容を持っており（王勝明 [2004]）、物権法のみならず関係法規との有機的な連携が必要となつてこよう。なお、2006年12月の全人代常委会第25次会議で、2007年3月に開かれる第10期全人代第5次会議に提出される草案が決定された。その第71条では以下のように提案されている。「国家の規定に違反し、無償、低株価換算、低価格売却等の手段でもって国有財産、集団財産の移転を行ない、国有財産、集団財産の流出をさせる者は民事上、行政上の責任を負わなければならない。また犯罪を構成する場合は法律に従い刑事責任を負わなければならない」。

## Ⅱ. 中国における市場ガバナンス制度のあらたな展開—独占禁止法制定の動きから—

### 1. 独占禁止法制定論議と部分的立法措置

市場経済の憲法とも称される独占禁止法の制定は、国外から中国は市場経済であるとの認定を受けるためにも必要であり、長く議論がされながらも、包括的な競争法に関しては草案制定にまでは至っていなかった。もっとも、1993年には不正競争防止法が制定され、抱き合わせ販売、不当景品、入札談合等の禁止が規定された。1997年には価格法 (<http://www.cin.gov.cn/LAW/other/2000101201-00.htm>) が制定されて価格カルテルの禁止等が規定され、2003年には同法に基づき、価格独占行為禁止暫定規定が制定されている。

価格法は価格を原則的に市場価格によるものとし、不当な価格形成を行う経営者の行為を規制しつつ、同時に、政府が価格主導するあるいは価格決定をする領域についても定めたものである。価格法が禁じた経営者の行為は以下のものである。①共同行為によって市場価格を操作し、他の経営者や消費者の合法的権益に損害をもたらし、②合法的に価格切り下げを行うことが可能な生鮮品、季節性商品、不良在庫品等を除いて競争相手を排除するかあるは市場を独占するためにコストよりも低い価格でのダンピング行為を行うこと、③価格吊り上げのために、価格上昇につながる情報を捏造し、散布すること、④虚偽ないし誤解を招くような価格手段でもって消費者や他の経営者を欺き取引を行うこと、⑤同等の商品・サービスを提供し、同等の取引条件を提示している経営者に対して価格差別を行うこと、⑦形態を変化させた形で実質的に価格切り上げや切り下げを行う行為、すなわち、手抜きや材料のごまかし、不良品の混入、数量のごまかし等、⑧法律・法規に違反して暴利をむさぼること、⑨法律や行政法規が禁止するその他の不正な価格行為、以上である。

中国はWTO加盟時の圧力を受けて、2000年に最初の独占禁止法要綱案を出した。これは、欧米諸国の競争法を総花的に並べたものであったが、欧米諸国の規制緩和の流れに迎合せず、旧来型の強い競争促進法的な性格を持つものであった。市場支配地位濫用規制では例外余地が

規定されず、カルテル規制の適用除外についても「経済社会公共利益」に沿い、かつ、「実質的な競争制限が無い」というかなりきつい条件がつけられていた。また、規制機関についても、アメリカのFCC等と同様に、行政府（内閣、中国では国務院）ではなく、議会（中国では全人代）が長官・副長官を任命し、罷免制限も定められていた。しかし、これは独占禁止法の緩和の流れにある世界の流れにも、依然として国有企業が売上上位200社の大半を占め、基幹産業を握る中国の実情にも合わないもので、草案化には至らなかった。

2004年10月に商務部独占禁止調査弁公室の尚明主任は、公正市場環境作りを目的とした独占禁止法「中華人民共和国独占禁止法」の起草作業を終了したことを明らかにした。各国の独占禁止法が一般的に備えている独占合意の禁止、市場シェア独占乱用の禁止、株式経営者の集中、独占禁止取り締まり機関の設置などを含むほか、国内の特徴や実際を結び付け、行政権力による独占も禁止するなど、対応する規定を追加したとしている。尚明主任によると、国内では今、独占が目立つ現象に次の2つの形態がある。①経済の意味における市場独占行為。例えば固定価格・生産量制限・市場分割・市場シェア独占乱用の談合など。②国家が統制している分野・業種や自然に独占が形成された分野・業種が、行政権力を利用して市場競争によって独占となる。尚明主任は、独占禁止法の制定により、独占行為をやめさせ、公平な競争を守り、市場経済秩序を規範化させ、社会主義市場経済の健全な発展を保障することにつなげたいとの見解を示している（[http://www.mofcom.gov.cn/article/200410/20041000297185\\_1.xml](http://www.mofcom.gov.cn/article/200410/20041000297185_1.xml)）。また、China Wave 2004年10月29日）。しかし、その後も執行機関をアメリカのFTCや日本の公取委のような独立委員会（大統領や首相に直属する）にするのか、あるいはヨーロッパのように既存の省庁の一部にするのかといった点や、また、中国の実情に合わせ、ロシアから学んだ「行政的独占」の概念の導入をするのかしないのか、といった点で調整がつかず、直ちに草案化することはできなかった。

## 2. 2006年の独占禁止法草案と全人代常務委員会での議論

2年近くたった2006年6月7日の中国国務院常務会議（主宰、温家宝総理）で、ようやく「中華人民共和国反壟断法（草案）」（壟断は日本語では独占にあたる。以下、混乱を避けるために独占禁止法とする）が討論され、原則的に通過した。同草案は独占的取り決めの禁止や、市場支配地位の濫用の禁止、独占行為に対する調査処理などの内容について規定している。同草案は国務院から全国人民代表大会常務委員会に提出されることとなった（[http://news.xinhuanet.com/fortune/2006-04/11/content\\_4409921.htm](http://news.xinhuanet.com/fortune/2006-04/11/content_4409921.htm)）。2006年6月24日から6月29日まで開かれた第10期全国人民代表大会常務委員会第22次会議で当該草案は審議にかけられた。議題を決める会議で議題に上っておらず、審議されないのでは、という憶測も呼んだが（<http://www.phoenixtv.com/phoenixtv/83886170194313216/20060620/823266.shtml>）結

局審議はされた。

懸案の「行政的独占」の条項であるが、草案は中国の国情から言ってもっとも発生しやすい独占形態ないし競争制限形態である行政的独占（行政が直接に国有化したり、高い参入規制を設けたりして、競争を制限すること）を地方政府による地域保護主義な行為を規制するものに限定をしてしまった。これは少し敷衍する必要がある。上記の2000年の要綱案に欧米諸国に倣った条項とならんで取り入れられたのが、ロシア型の行政的独占規制だった。ロシアはすでに1991年に「商品市場における競争と独占行為制限に関する法」という名前で独占禁止法を成立させていたが、そこでの特色として第7条、第8条において行政機関の競争制限的行為禁止規定が盛り込まれた。競争行政機関も当初は独立の国家委員会であった。計画経済から市場経済への移行の過程ではこのような行政による競争制限的行為が発生しやすいため、移行経済に独特の規定として設けられたわけである。中国の独占禁止法の2000年要綱案起案者たちはこの規定にまなび、行政的独占の規定を設けたわけである。しかし、この要綱案は、多くの批判にさらされ、骨抜きにされていった。欧米諸国が一般的に独占禁止法について緩和の傾向にあるほか、行政的独占規制のモデルであったロシアも競争行政機関を産業政策機関と合体させてしまい（日本でいえば公正取引委員会と経済産業省を合体させるようなもの）競争行政の独立性が弱くなった。中国内でも、裁量権を奪われる省庁の巻き返しがあった（行政的独占にかかわっては金子由芳「2004」, [2005a]）。

これらの結果、2002年に出された第2回目の草案では、競争行政機関の独立性に関する条項がそっくり削除され、競争行政機関の独立性は担保されなくなった。もっとも、行政訴訟手続きが整備されたことを受けて2002年草案では2000年草案が事業者に限っていた提訴権者ものを消費者が裁判への提訴権を持つものとされており、かつ行政的独占の条項は残ったため、それがその後最大の焦点となった。

2006年の草案はこの「行政的独占」の条項を地方政府の地域保護主義的な行為を排除するものに限定することで、実質的には消し去った。この「削除」については中国国内でも「真空地帯」を作るようなものという批判がなされている（[http://news.xinhuanet.com/fortune/2006-04/11/content\\_4409921.htm](http://news.xinhuanet.com/fortune/2006-04/11/content_4409921.htm)）。

「行政的独占」が「濫用行政権力排除」とかなりトーンダウンした形で、一つの章として残ったものの内容は以下のとおりである。

- ①行政機関と公共組織がいかなる方式であれ、個人および団体が指定業者の提供する商品のみを取引、購買、使用するよう限定ないし形を変えた限定を行うこと。
- ②商品が地区間において自由に流動し、十分な競争が行われることを妨害すること。
- ③差別的な資格要件や審査標準の設定ないし法に準拠しない情報の公表等の方式でもって地域外の業者を当地の入札に参加することを排除するか、限定すること。

④当地の業者とは不平等な待遇を採用する等の方式をもって、地域外の業者が当地に投資をしたり支店を設置することを排除したり限定すること。

⑤業者に本法が規定する独占行為に従事することを強制すること。

⑥競争を排除したり、制限する内容の規定を制定すること。

電力、電気通信、石油等のまさしく国家独占のかかわる分野にかかわる内容というよりも、地方官僚たちの地域保護主義をターゲットにしたような内容である（<http://politics.people.com.cn/GB/1026/4529011.html>, <http://www.yynews.com.cn/gb/node2/news/node17/userobject1ai19094.html>）。

なお、独占禁止法草案は8月の常務委員会第23次会议でも、10月の第24次会议でも12月の第25次会议でも議題にされていない。

#### おわりに—中国の企業ガバナンスと市場ガバナンスの今後—

1987年頃から国有企業（当時は国营企業）の「経営請負制」の試みが始められた。しかし、その試みはすぐに限界をみせ、企業制度の確立が進められ、1988年に全人民所有制工業企業法が、1993年にはほぼ市場経済国の会社法に近い公司法が成立して企業制度の基本が成立した。株式会社化も次々にすすめられ、国内外の上場企業の数もうなぎのぼりに増大した。企業ガバナンスの制度化と透明化は格段に進んだ。2005年の公司法および2006年の合夥法の改正によって、先進各国が行っているようなベンチャー型の企業設立も容易にされるとともに、ガバナンスについての強化が行われた。また、2005年から本格化した証券市場改革によって、M&Aを事実上不可能としていた非流通株の流通可能化が行われた。2006年の企業破産法の成立は企業としての終焉ないし終焉間際からの復活のガバナンスをより公正なものとするのが期待される。

市場ガバナンスの面では、不公正競争防止法と価格法に続いてついに本格的な独占禁止法の制定が最終局面に入った。

ただし、以下の点は懸念材料である。第1は国有企業のガバナンスである。中国の国有企業は全生産額に占める比重は下げ続けているとはいえ、基幹産業部門である石油、電力、電気通信、鉄鋼、銀行その他は依然として国有セクターが中心であり、売上規模でみた上位200社の大半は依然として国有企業(集団)である。それらの国有企業中心のセクターでは一面では、国有企業間の競争体制（中川涼司 [1998] はそれを「官官競争体制」と名づけた）の導入等によって、独占市場というよりも競争市場が形作られてきた。これらの国有企業の設立準拠法も公司法となっている。しかしながら同時に、競争しあう国有企業間で役所の配転さながらの経営者の交換・異動が行われるのも事実である。1999年の電気通信業しかり、2006年の銀行業し

かりである。これらの異動に対する企業ガバナンスからみた説明責任は十分に果たされたとは言いがたい。国有資産監督管理委員会の成立によって政府は資産所有者としての立場に徹する方向性を出してはいるものの、(1998年の朱鎔基首相によって始められた行政改革によって激減したとはいえ)依然として残る現業系官庁の国有企業のガバナンスへの影響力は決して小さくない。今後、企業性と公共性との間でどのようなガバナンスが行われるべきなのか、どのような説明責任が果たされるべきなのか、明確化する必要がある。第2に、国有資産流失問題である。咸郎平の批判が社会的にも大きな反応を呼んだため、政府はMBOについての規制を強化するとともに、物権法によって対処をしようとしている。しかし、この問題は物権法の範囲だけで対処できるものではなく、さらに総合的な対策が必要であろう。第3に、M&A市場への対応である。上記のようにM&A市場が成り立ちうる条件が整えられたことは、企業価値最大化のために経営者を厳しく規律づけることになり、エージェンシーコストの引き下げにもなる。しかし、M&A取引は企業価値とはかけ離れた次元でのマネーゲームと化すことも少なくない。そのため、先進各国についてはM&Aに関してさまざまな規制が存在し、また、企業の対策も採られている。しかし、中国の場合、そのような準備が十分に行われているとは言いがたい。早急にM&A法制等の整備を進めることが必要である。

市場ガバナンスの点では、独占禁止法の制定が見込まれるようになったことは画期的な前進である。しかし、所轄行政機関の独立性がどこまで担保されるかが、大きな懸念材料である。かつての日本の公正取引委員会のごとく「噛まない番犬」となってしまっただけでは実質的な効果に乏しい。とくに、「行政的独占」が、地方保護主義対策に限定されてしまったなかで、行政や業界団体主導の事実上の価格カルテル等<sup>6)</sup>にどこまで踏み込んでいけるのかが懸念される。また、知的財産権保護の面では、各国からその保護が十分ではないとWTOに提訴されるような状況にありながら、科学技術部等が逆に独占禁止法の立法による「知的財産権の濫用」についての抑止を訴えるなどの状況にありこの点も懸念材料として挙げられる<sup>7)</sup>。

- 1) 新公司法の全文や新旧対比については中国公司法網 (<http://www.cngsf.com/>)。
- 2) 合伙法の全文は全国人大網 (<http://www.npc.gov.cn/zgrdw/common/zw.jsp?label=WXZLK&id=351857&pdmc=110106>) 参照。
- 4) 企業破産法の全文は全国人大網 ([http://www.npc.gov.cn/was40/detail?record=1&channelid=20179&searchword=%20\(%20%C6%F3%D2%B5%C6%C6%B2%FA%B7%A8+%29+and+%28+IDS%3D%27351859%20](http://www.npc.gov.cn/was40/detail?record=1&channelid=20179&searchword=%20(%20%C6%F3%D2%B5%C6%C6%B2%FA%B7%A8+%29+and+%28+IDS%3D%27351859%20)) 参照。
- 5) 物権法草案の全文は全国人大網 (<http://npc.people.com.cn/GB/14957/3530629.html>) 参照。
- 6) 中国社会科学院工業経済研究所 [2006] 第9章「競争秩序与競争環境的優化」は第10次5ヵ年計画中も多くの業界団体主導の競争制限行為があったことを明らかにしている。
- 7) 科学技術部のこの主張に関しては王先林・寿歩・王莉萍 [2005]。



## 参考文献

### 中国語

- 範柏乃 [2004] 『創業投資 法律制度研究』機械工業出版社
- 劉貽清・張勤徳主編 [2005] 『“郎旋風” 実録：関於国有資産流失の大討論』中国財政経済出版社
- 王勝明 [2004] 「我国的物權法制度—十届全国人大常委会第十一講法制講座」 <http://www.civillaw.com.cn/weizhang/?id=18937>
- 王先林・寿歩・王莉萍 [2005] 「跨国公司的知的産權濫用」『商務週刊』11月号
- 徐永前主編 [2005] 『新公司法100問』企業管理出版社
- 中国社会科学院工業經濟研究所 [2006] 『2006中国工業發展報告—科学發展觀与經濟增長方式轉變』經濟管理出版社

### 日本語

- 関志雄 [2006] 「急がれる市場經濟化のための法整備—高まる企業破産法，独占禁止法，物權法への期待—」 <http://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/060922-1kaikaku.htm>
- 射手矢好雄・布井千博・周劍龍 [2006] 『改正中国会社法・証券法』商事法務
- 神田秀樹 [2006] 『会社法入門』岩波新書
- 金子由芳 [2004] 「市場經濟化における法整備の比較考察—ベトナム・ロシア・中国— (1)」『国際協力論集』(神戸大学大学院国際協力研究科) 第12巻第2号, 10月
- [2005a] 「市場經濟化における法整備の比較考察—ベトナム・ロシア・中国— (2)」『国際協力論集』(神戸大学大学院国際協力研究科) 第12巻第3号, 3月
- [2005b] 「アジア市場經濟化のコーポレート・ガバナンス制度構築の評価方法」『国際協力論集』(神戸大学大学院国際協力研究科) 第13巻第2号
- 村上正博 [2005] 『独占禁止法—公正な競争のためのルール』岩波新書
- 中川涼司 [1998] 「中国のWTO加盟と電気通信市場開放問題」『ジェトロ 中国經濟』4月号
- [2007] 『中国のIT産業』ミネルヴァ書房
- 早稲田大学エクステンションセンター編小口彦太郎監修 [1994] 『中国ビジネスの法と実際』日本評論社

### 英語

- Bhagwati, J.N.[1982] “Directly Unproductive Profit-seeking (DUP) Activities”, *Journal of Political Economy*, Vol.90 No.5 (October)

### 参考サイト

- 中国人大網 <http://www.npc.gov.cn/zgrdw/home/index.jsp>
- 中国人大新聞 <http://npc.people.com.cn/>
- 中国商務部 <http://www.mofcom.gov.cn/>

### 参考紙

- 『經濟觀察報』, 『中国經營報』, 『中国証券報』, 『南方週末』, 『21世紀經濟報道』, 『經濟參考報』その他。  
(中川涼司, 立命館大学国際関係学部教授)

## Corporate Governance and Market Governance in China :the Amendment of Corporate Law and the Enactment of Anti-Monopoly Law

Two types of governance, corporate governance and market governance are indispensable to the establishment of a market economy.

China enacted the Corporate Law in 1993 and established the legal basis for corporate governance in the manner of a market economy. Moreover, China amended the Corporate Law in 2005 and the Partnership Law in 2006 for the purpose of encouraging set up of innovative corporations. This means China shortened the time lag of legislation to advanced countries in the field of corporate law.

The Chinese government submitted the bill of the Anti-Monopoly Law to the Standing Committee of the National People's Congress. China enacted the Law Countering Unfair Competition in 1993 and the Price Law.

(NAKAGAWA,Ryoji, Professor,College of International Relations, Ritsumeikan University)